



1 男女共同参画関連条例

富士見市男女共同参画推進条例

平成20年6月13日

条例第17号

改正 平成25年6月27日条例第22号

個人の尊重と法の下の平等がうたわれた日本国憲法の下、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や男女共同参画社会基本法の制定など、国際社会の取組と連動しながら進められている。

富士見市においても、人間尊重宣言都市として、人権を尊重した市政運営に努め、市民との協働により着実に男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差を生じさせるなど、依然として大きな課題を抱えている。また、急速な社会経済情勢の変化への対応が求められており、より一層、男女が平等に参画できる社会づくりの推進が必要とされている。

ここに、男女共同参画社会の実現に関して積極的に取り組むことにより、思いやりと活力に満ちた地域社会を形成し、魅力ある富士見市を築いていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向けての基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の個性及び尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住する者及び市内に在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に定める事項を基本理念とする。
- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
 - (3) 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。
 - (5) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
 - (6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。
 - (7) 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこととする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女平等及び人権尊重に関する教育を推進するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害にあたる行為を行ってはならない。
(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、広報、廣告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力的行為、性の商品化等を助長し、若しくはこれを連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるよう努めなければならない。

(行動計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 行動計画は、男女共同参画の推進に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定める。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置をとる。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

(推進施策)

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 市民、事業者等の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供等に努める。
- (2) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者等との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努める。
- (3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、関係機関との連携を図り、積極的格差の是正が図られるよう努める。
- (4) 男女が共に家庭生活と社会生活における活動を両立することができるよう、子育て、家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努める。
- (5) 性別による人権侵害の行為により被害を受けた者等からの相談を受け、被害者救済のための必要な支援を行うよう努める。
- (6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を妨げる要因について、調査研究を行う。
- (7) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制の整備を行う。

(年次報告)

- 1 2条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書の作成及び公表を行う。

(富士見市男女共同参画社会確立協議会)

- 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、富士見市男女共同参画社会確立協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、別に条例で定める。

(平25条例22・追加)

(委任)

- 第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例22・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている「男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画」は、新たに行動計画を策定するまでの間は、第10条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

附 則(平成25年6月27日条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

○富士見市男女共同参画社会確立協議会条例

平成25年6月27日

条例第22号

改正 令和2年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市男女共同参画推進条例（平成20年条例第17号）第13条第2項の規定に基づき、富士見市男女共同参画社会確立協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討を行い、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 男女共同参画に関する団体が推薦する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 市内の小学校又は中学校の校長
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(令2条例42・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 富士見市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

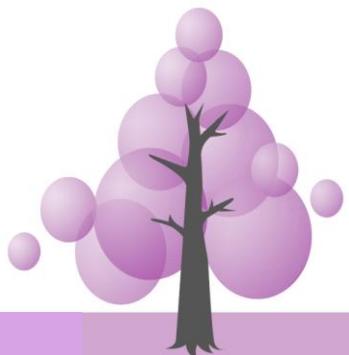
附 則（令和2年12月22日条例第42号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年度 男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ



令和4年度中、「広報富士見」に掲載した男女共同参画啓発ページ
「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」をまとめました。

内容／男女共同参画キーワード

- 5月号 ・仕事も生活も充実させる育児休業（休暇）
- 8月号 ・【特集】かけがえのない「ありのままの自分」
性的マイノリティとパートナーシップ宣誓制度
- 11月号 ・AV出演被害防止・救済法
- 2月号 ・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）って
なに？



男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

自分らしく輝ける社会へ



問 人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

【仕事も生活も充実させる育児休業（休暇）】

男女ともに育児や家族のケアが必要な時に休暇が取りやすい職場は、皆さんのワーク（仕事）とライフ（生活）の両方を大切に考えてもらっています。気兼ねなく休暇を利用できる職場を整えることで、仕事もプライベートも充実させることができます。



育児休業は性別に関係なく取得できます

- 原則、子どもが1歳になるまで、希望する期間を取得することができます。
- 配偶者が専業主婦（夫）や育休中でも取得できます。
- 育児休業は法律で定められた制度のため、会社に育児休業に関する制度がなくても取得できます。
- 育児休業期間は、育児休業給付金が支給されます。給付金は、休業開始時から6か月間は賃金の67%、以降は賃金の50%です。社会保険料なども免除されるため、給付金の額は給料の実質約8割程度となります。



ワーク・ライフ・バランスに関するハラスメント

以下のような発言をしたり、聞いたことはありませんか。

育休を取りたい？男性が取るなんてありえないよ。

育休を取るなんて迷惑なことで、私なら取らない。あなたも取るべきではない。

育休を取るなら契約を更新しない。

上記のほか、育児休業の申請者に対して昇格を取り消す、配置換えをして雑用だけ押し付けるなど、休暇を理由とする不当な扱いは、ハラスメントにあたり、育児・介護休業法で禁止されています。

ハラスメントを受けたときは、会社の相談窓口や県労働局雇用環境・均等室へご相談ください。

埼玉県労働局雇用環境・均等室

☎ 048-600-6210

受付：午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝を除く)

4月から改正育児・介護休業法が段階的に施行されます

- 取得対象の男性に制度を説明し、個別に取得の確認をすることで企業に義務付けられました。また、有期雇用労働者の取得要件が緩和されました。
- 10月から、子の出生後8週間以内に4週間まで育休取得ができるようになります（産後パパ育休）。
- ※現行制度の育休とは別に取得できます。
- 令和5年4月から、従業員数が1,000人を超える企業は育休取得率などの状況を年1回公表することが義務付けられます。



関連WEBサイト

育児・介護休業法について
(厚生労働省)



埼玉版「働き方改革
ポータルサイト」
(埼玉県)



妊娠・出産をサポートする「女性にやさしい職場づくりナビ」
(厚生労働省)



両立支援のひろば
(厚生労働省)



身近な性的マイノリティ

皆さん、自分の性別や性のあり方について考えたことがありますか。多くの方は自身の性別や身体的特徴に違和感を感じたことがなく、恋愛の対象は異性であるという場合が多いかもしれません。まわりの方に対しても、多くの方は相手の性別を自然に判別してきたのではないかでしょうか。

しかし、中には、言葉上の性別に違和感がある方、その性別であれば当然と思われるがちな恋愛対象に違和感がある方、自身の性的な身体的特徴に違和感がある方もいます。そうした「性のあり方」が少數派（マイノリティ）である方を「性的マイノリティ」と言います。近年よく聞かれるようになった「LGBTQ」という言葉も性的マイノリティの総称の一つです。

令和2年度に埼玉県が行った「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」では、回答者のうち33%の方が性的マイノリティに分類されています。これは、学校の1クラス30人に一人ほどの割合です。

「LGBTQ」の言葉や意味は浸透しても

近年、LGBTQに関する報道や象徴的なレインボーフラッグなどにより浸透してきた性的マイノリティ。令和元年度には市が行った「男女共同参画に関する市民意識調査」では、回答者の7割以上が「性的マイノリティ」という言葉と意味を知っています」と回答しました。その一方、回答者の約5割の方が「身近な人が性的マイノリティだった場合、これまた変わらぬ接ができるのかわからぬ」と回答しました。

言葉の認知度が上がり、性的マイノリティを身近な存在として気づいているものの、多様な性のあり方を一人ひとりが当たり前にとして受け止められるまでには至っていないようです。

性的マイノリティの理解者「アライ（アライ）」

性的マイノリティの方が信頼できる理解者を「アライ」と呼びます。アライとは、同盟や味方を意味する英語「Ally（アライ）」から引用された言葉です。性的マイノ



リティの方の生きづらさを解消するには、言葉を知ることだけでなく、理解してアライになること、そしてアライを増やすことが必要です。互いが理解し、尊重することで、誰もが「ありのままの自分」でいられるように、一人ひとりが多様な性への理解を深め、自分にできることを考えましょう。

かげがえのない「ありのままの自分」 性的マイノリティとパートナーシップ制度

LGBTQ INTERVIEW

私は言葉上女性で性自認も女性ですが、性的指向が女性であるた
め、「今は」と強調したのは、性自認は男性のいすれかに寄つて
いることを珍しくはないようですね。

幸い、私はこれまで自分の個性をそのまま受け止めてくれる人に恵まれてきましたが、皆さんに共通して言えるのは、一人の「女性」ではなく一人の「人間」として尊重して貰うことです。性的マイノリティに対することは、あまり考えず常に「この人はこ
うなんだ」とありのままに捉え、個性として尊重していただきたいです。

性的マイノリティへの理解が進んではじめていますが、言葉は分かつても生きづらさまで完全に理解するのはとても難しかったです。



性的マイノリティ当事者Aさん

とです。性的マイノリティ当事者である私、例えばゲイの方の生きづらさを想像できているかと言われると、自信はありません。性のあり方と同様に、生きづらさも多様であることを理解してもらいたいです。

さまざまな自治体で始まっているパートナーシップ制度には、結婚のような法的効力がなく、もう一歩進んだ制度を望む当事者もいると思いますが、行政がパートナーとの関係を尊重し、生きやすい社会のきづかけづくりをしてく
れますことはとてもありがたく思っています。

「考えすぎず、ありのままを受け止めてほしい」

多様な「性のあり方」

- L Lesbian** 性自認(左記参照)が女性で女性を好きになる人
- G Gay** 性自認が男性で男性を好きになる人
- B Bisexual** 女性も男性も好きになる人
- T Transgender** 生まれた時に割り当てられた性別と性自認が一致しない人
- Q Questioning** 性のあり方を決められない、分からない、決めたくないなどの人
- Q Queer** 規範的ではないとされる性のあり方を包括的に表す言葉

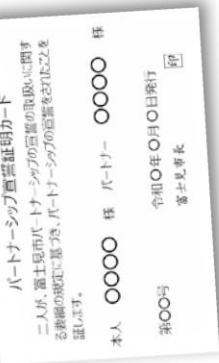
性のあり方の主な構成要素「SOGI」

- SOGI**はLGBTQに限らず、すべての人には当てはまります。
- 性的指向 Sexual Orientation** 恋愛感情や性的な関心がどの性別に向けているか
- 性自認 Gender Identity** 自分の性別をどう認識しているか

富士見市パートナーシップ宣誓制度が始まります

自分らしく生き生きと暮らせるまちへ

市民一人ひとりが互いの人生を尊重し、多様性を認め合いながら自分らしく生き生きと暮らすため、令和4年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。宣誓制度は法的な効力はありませんが、性的マイノリティの方のパートナーシップを尊重し、自分らしく生き生きと暮らせるものであります。



男女共同参画に関する重要な事項について調査・検討・意見の答申などをを行う協議会では、第4次富士見市男女共同参画プランの主要課題の1つである「多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成」を推進するため、富士見市パートナーシップ宣誓制度の策定に向けて議論を重ねました。一人ひとりの人生が尊重され、行きたいと思います。

「宣誓制度が心のよりどころになれば！」



富士見市男女共同参画社会議議会 会長 猪俣 由美子さん

男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査・検討・意見の答申などをを行う協議会では、第4次富士見市男女共同参画プランの主要課題の1つである「多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成」を推進するため、富士見市パートナーシップ宣誓制度の策定に向けて議論を重ねました。一人ひとりの人生が尊重され、行きたいと思います。

性的マイノリティに 関する相談窓口

よりそいホットライン

☎ 0120-279-338 (無料)
FAO120-773-776
音声ガイダンスの後、「[4]」で性別や同性愛などの相談窓口につながります。
受付 24時間365日

■ 埼玉県男女共同参画推進センター
(With You さいたま)
☎ 048-600-3800
受付 月～土曜午前10時～午後8時30分
(祝日、年末年始、第3木曜を除く)

よい子の電話教育相談

【子ども用】 ☎ 0120-86-3192
【保護者用】 ☎ 048-556-0874
受付 いずれも24時間365日
Eメール相談】 soudan@spec-ed.jp
FAX相談】 0120-81-3192
受付 午前9時～午後5時

■ 埼玉県こころの電話
☎ 048-793-1447
受付 月～土曜午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)

セクシュアル・マイノリティ電話

法律相談(東京弁護士会)
☎ 03-3581-5515
受付 第2・4木曜午後5時～7時 (祝日の場合は翌金曜)

性的マイノリティの方の図りごと事例

性的マイノリティの方は日常生活の中で次のようなさまざまな困難があります。

パートナーを家族と認められず、パートナーシップ契約を断られた

パートナーが入院したが、家族と認められず、
面会や病状説明が受けられなかった

学校や職場でカミングアウトしたら、仲間外れやいじめ、ハラスマントにあった

性の多様性を認め合うためのキーワード

[Coming Out (カミングアウト)]

自分が性的マイノリティであることを他者に打ち明けること。打ち明けられた方は顔の記述と捉え、肯定的に受け止めましょう。

Outing (アウティング)

性的マイノリティであることを当事者の同意を得ずに他者に話すこと。場合によっては当事者を深く傷つけ、命の危険にもつながる行為です。アウティングは極めて危険です。

[Aliy (アライ)]

LGBTQ を理解し、支援する人または支援したいと思う人。アライが多い環境は当事者にとって自然に自分らしくられる環境です。

理解促進のためにできること

・「ホモ」「オカマ」「レズ」「オネエ」などの言葉を使用せず、からかわない

・性別に中立な言葉を用いる
例) 彼氏・彼女→パートナー・恋人

・性的指向や性自認に対してうわざ話をしない
・性別にこだわった「男らしさ」「女らしさ」を押し付けない
・誤解や差別に遭遇したときは、見て見ぬ振りをせばざ声をあげる

富士見市パートナーシップ宣誓制度 概要

互いの人生のパートナーとし、日常の生活中において協力し合うことを約束した2人が、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。市は、宣誓した事實を証明する宣誓證明書と宣誓證明カードを交付します。

必要書類

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
△「個人番号」(本籍・世帯主との続柄)の記載を省略したもの
- ・転入予定の住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)
△転出證明書、賃貸契約書の写しなど
- ・互いに近親者(※)でないこと
△戸籍抄本、独身証明書など
- ・本人確認書類
△マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

宣誓の流れ

(1) 宣誓日時の予約

希望日の7日前までに入確・市民相談課に電話、FAX、メール、直接予約をしてください。

(2) 宣誓

予約日に必要な書類を持参し、必ず2人で来庁してください。宣誓書などを市職員立ち合いでください。

(3) 宣誓證明書・宣誓證明カードの交付

宣誓の要件の確認後、パートナーシップ宣誓證明書と宣誓證明カードを郵送または窓口で交付します(おむおむ1週間後)。
(※)転入の確認
(双方または一方が市に転入予定の場合)
転入後、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を提出して下さい。転入の確認後、宣誓證明書を提出して下さい。転入の確認後、宣誓證明書・宣誓證明カードを交付します。

宣誓した方は市営住宅申込みの対象になりました

詳しくは17ページをご覧ください。
建築指導課 ☎ 049-252-7127

男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

自分らしく輝ける社会へ



問 人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

【AV出演被害防止・救済法】



性をめぐる個人の尊厳が守られる社会にするため、アダルトビデオ(AV)出演に係る被害の防止と出演者の救済のための法律が6月に施行されました。この法律では、AV出演契約の際は、契約書などの交付や契約内容の説明が義務付けられ、契約後1か月間の撮影と撮影終了後4か月間の公表を禁止しています。また、契約後も、作品の公表から一定の期間は無条件で契約の解除と販売・配信の停止などの請求ができるとしています。

「アイドルになりたい」という心情を利用して

平成30年に内閣府が行った15~39歳の女性を対象としたインターネット調査によると、モデル・アイドルなどの勧誘を受けたことのある方や応募したことのある方の13.4%が、撮影の現場で事前に聞いていない・同意していない性的な行為などの写真や動画の撮影を要求された経験があると回答しています。

このような意思に反した撮影被害は、年齢・性別を問わず起こる可能性があります。もし怪しいと感じたり、被害に遭った場合は、1人で悩まず相談してください。

男女共同参画関連情報

11月12~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、期間中は全国のタワーやランドマークなどが紫色にライトアップされます。市では、市役所前交差点にある都市宣言塔をライトアップします。



男女共同参画セミナー

多様な性とのつきあい方を知ろう！もっと知りたいLGBTQ

職場や学校、地域において性的マイノリティが何に困っているのか、そして多様な性を尊重する社会をつくるにはどうすればよいかをお話しいただきます(手話通訳あり)。

とき 11月27日(日)午後2時~3時30分(午後1時30分開場)

場所 ふじみ野交流センター

定員 35人(無料)

申込 11月1日(火)から平日午前8時30分~午後5時15分に直接または電話で
※市ホームページからも応募可

※お子さんの同伴可。保育あり(1歳~未就学児、5人、要予約)

※Web会議システム「Zoom」による参加可(申込: 11月1日(火)~24日(木))

共催 富士見市男女共同参画推進会議、市

問・申込先 人権・市民相談課 ☎ 271

性的な動画の撮影に関する相談

性別・年齢問わず受け付けています

■性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

☎ #8891 (はやくワンストップ)

■性暴力SNS相談 「キュア タイム」

受付: 午後5時~9時

■性犯罪被害電話相談

☎ #8103 (ハートさん)



Cure time

恋人・パートナーからの暴力に関する相談

■DV相談ナビ ☎ #8008 (はれれば)

■DV相談+ ☎ 0120-279-889 (つなぐはやく)

■人権・市民相談課 ☎ 271

DV相談、女性相談(P31無料相談参照)

■配偶者暴力相談支援センター

☎ 049-293-7260

午前8時30分~午後5時15分

(土・日・祝を除く)



DV相談+

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

自分らしく輝ける社会へ



人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

【性別による「無意識の思い込み】
(アンコンシャス・バイアス)

アンコンシャス・バイアスとは、自分では気付いていないものの見方や捉え方のゆがみ、偏りのこと。経験や知識、情報などから身に付けられ、誰もが持っており、それ自体に善悪はありません。しかし、相手の性別によって判断しているものも多くあり、無意識の思い込みに気付かずにいると、価値観や行動を押しつけてしまい、意図せず周りの人を傷つけてしまう場合があります。



アンコンシャス・バイアスは、過去の経験や情報、知識などから生まれる。

気遣いの中にも潜む「思い込み」

例) 上司が部下に遠方への出張を命じようとした際、「子育て中の女性にはかわいそうだな」と気遣い、小さな子どものいる部下の女性Aさんの意向は問わず、部下の男性Bさんに出張を命じた。

この例の中には「家庭では女性が子育ての中心」「仕事では男性が女性よりも頑張る」という思い込みが潜んでいます。

もしかしたら、女性Aさんの家族の子育ては夫が中心で、女性Aさん自身も「たくさん経験を積んで早く出世したい」と考えているかもしれません。また、男性Bさんは「女性Aさんに任せるのはかわいそだから仕方ない。でも、また自分の家族に負担をかけてしまうから本当は嫌だ」と思っているかもしれません。

気遣いは大切ですが、その気遣いの中に思い込みがあり、それが相手にとって本意ではない場合もあります。思い込みに気付き、互いの状況を素直に伝え、協力し合える環境を作ることが、性別にかかわらず誰もが活躍できる男女共同参画社会へつながっていきます。

■こんな思い込みはありませんか

「男性は仕事をして家計を支えるものだ」

「デート代は男性が負担するべきだ」

「女性だから料理が上手だろう」

「お茶くみは女性の仕事」

→世間の常識と思われることにも思い込みは多く潜んでいます。ほかの人はどう思うかを考える習慣をつけましょう。

■アンコンシャス・バイアスを解決するためのステップ



男女共同参画セミナー

「パパに考えてほしいこと～ジェンダー平等時代の子育て～」

気付かぬうちに男らしさや女らしさを子どもに押しつけていませんか。生き方や性のことなど、子どもたちに伝えたい大切なメッセージを、仕事と子育てに奮闘する太田啓子さんと一緒に考えます(手話通訳あり)。

とき 3月4日(土)午後2時～3時30分(午後1時30分開場)

場所 ピアザ☆ふじみ

定員 35人(無料、申込順) ※男女問わず参加できます。

共催 富士見市男女共同参画推進会議、市

申込 2月1日(水)から平日午前8時30分～午後5時15分に直接または電話で

※市ホームページからも応募可

※お子さんの同伴可。保育あり(1歳～未就学児、5人、要予約)

※Web会議システム「Zoom」による参加も可(申込: 2月1日(水)～3月2日(木))

問・申込先 人権・市民相談課 ☎ 271



講師／太田 啓子 氏

『これからの男の子たちへ』著者、弁護士